

## 国、地方自治体又は学校等(保育園、幼稚園、小中高、大学等)のみなさまへ

### NHKチャイム音使用申請要領

一般財団法人 気象業務支援センター  
緊急地震速報利用者協議会事務局

NHKチャイム音の使用については、以下の要領で緊急地震速報利用者協議会事務局にお申込みください。

## 1 手続き

### 1. 概要

- (1) 本要領の記載内容をご確認のうえ、申請書に必要事項を記入し、公印を押印のうえ、以下の宛先にお送りください。

**〒100-0054 東京都千代田区神田錦町 3-17 東ネンビル**  
**一般財団法人 気象業務支援センター**  
**緊急地震速報利用者協議会事務局 「緊急地震速報報知音」担当 宛**

- ※ チャイム音の使用をお考えの日程まで十分な余裕を持ってご申請いただきますようお願いします。  
「防災の日」(9月1日)を挟んだ8月から9月は特にお申込みが輻輳するため、許諾まで時間を要することがございます。
  - ※ 公費でお支払いされる場合で、各地方公共団体において(一財)気象業務支援センターとの債権者登録手続きが必要とされる場合、各地方公共団体指定の書式を申請書に同封してください。
  - ※ 見積書は発行しておりません。必要な場合は、日付記載の有無、請求書の宛先等も含めて、申請書「6. その他」備考欄へ、見積書の発行をご希望である旨の記載をお願いします。
- (2) 協議会で審査し、使用可の場合、申請書来着後、状況により概ね一週間程度で協議会から申請者にNHKチャイム音を録音したCDを送付します。  
併せて、協議会から申請者に許諾を通知する内容を書き加えた申請書を返送し、協議会使用欄にてCDの複製費および送料(CD1枚あたり¥500+税)の請求をします。
- ※ CD1枚につき、チャイム音1種類のみ録音となります。本番音と訓練音両方を申請する場合はCD2枚分の費用を請求させていただきます。

### 2. 個人情報の取り扱いについて

NHKチャイム音使用の申し込みにあたって、協議会が申請者からいただいた個人情報は、NHKチャイム音使用の許諾手続きおよび許諾の管理に係る業務に使用するほか、使用許諾先情報として日本放送協会(NHK)に提供します。なお、当該業務の委託先に個人情報を提供する場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

### 3. お問い合わせ

一般財団法人 気象業務支援センター 緊急地震速報利用者協議会事務局「緊急地震速報報知音」担当  
〒100-0054 東京都千代田区神田錦町 3-17 東ネンビル

Tel. 03-3233-6121 Fax. 03-5281-0443 Eメール: [contact@eewrk.org](mailto:contact@eewrk.org)

## 2 使用条件

緊急地震速報が発表されたことを視聴者に知らせるチャイム音（以下、「本番音」という。）および訓練用のチャイム音（以下、「訓練音」という。）（以下、「NHKチャイム音」と総称する。）は以下の条件に従ってご使用ください。

本番音	NHKが放送で使用する、緊急地震速報（警報）が発表されたことを視聴者に知らせるチャイム音。（約5秒） ※音源のCDには、以下の音声録音されています。『チャイム音×4回』
訓練音	本番音に、訓練用のアナウンスを伴うもの。（約34秒） ※音源のCDには、以下の音声録音が3回繰り返して録音されています。 『「訓練、訓練」、チャイム音×4回、「これは緊急地震速報の訓練です」』

### 2.1 NHKチャイム音に共通する条件

- ① 事前に協議会の許諾を得て使用すること。
- ② 申請者が申請書に記載し、協議会から許諾された使用目的・方法以外に使用しないこと。
- ③ インターネットおよびイントラネット等のネットワーク上にアップロードしないこと。
- ④ NHKチャイム音の著作権がNHKに属することに留意し、不正使用または改変しないこと。ただし、本番音を連続して使用するために編集する場合はこの限りではない。

### 2.2 本番音の使用条件

- ① 端末（緊急地震速報を報知する機器または、同様の目的のソフトウェアが組み込まれた機器）にあらかじめ録音および複製し、緊急地震速報を受信する都度、再生して使用すること。
- ② 緊急地震速報（警報）あるいは、予測される最大震度が震度5弱以上の緊急地震速報（業）の報知音として使用すること。
- ③ 訓練のためのチャイム音として使用しないこと。

### 2.3 訓練音の使用条件

- ① 緊急地震速報の訓練のためのチャイム音として使用すること。
- ② 訓練上の最大震度設定に応じた鳴動基準は、本番音の使用条件に準じること。
- ③ 訓練音を使用する先の施設の周囲で、訓練があることを知らない不特定多数の者に「緊急地震速報が発報された」と誤解されないよう、使用する者があらかじめ対策を講じること。実施した訓練についての第三者からの問合せ等に対しては申請者の責任において対応すること。

## 3 用語

用語	説明
緊急地震速報（警報）	気象庁が、最大震度5弱以上の強い揺れを予想する場合に震度4以上の揺れを予想する地域に発表する警報。
緊急地震速報（予報）	気象庁が、マグニチュード3.5以上と推定、または最大震度3以上を予想した場合、あるいは加速度100ガル以上を超えた地震動を検知した場合に発表する。
緊急地震速報（業）	許可事業者（予報資料等を用いて、気象庁長官の許可を受けた予想の方法により地震動予報を行う事業者）が提供する緊急地震速報。
緊急地震速報	緊急地震速報（警報／予報／業）の総称および気象庁がJ-ALERT経由で発表する緊急地震速報の総称。

## 4 遵守事項

---

申請者は以下の条件に従うことに同意し、この申し込みを行います。

(1) 使用条件の遵守

申請者は緊急地震速報利用者協議会（以下、「協議会」という。）が本「NHKチャイム音使用申請要領」に定めるNHKチャイム音の使用条件を遵守する。

(2) 対価

NHKチャイム音の使用は無償とする。ただし、申請者は協議会に対し、NHKチャイム音複製および送付の対価として、NHKチャイム音を録音したCD 1枚につき金500円に消費税を加えた額を、協議会が使用を許諾した日が属する月の翌月末日までに支払う。

(3) 免責

本「NHKチャイム音使用申込要領」に規定するNHKチャイム音使用の範囲を問わず、申請者がNHKチャイム音の使用によって第三者からいかなる責任追及を受けたときも、協議会はその責めを負わない。

(4) 通知・報告

- ① 申請者は住所、機関名その他重要な組織の変更が生じたときは、すみやかに協議会に対し通知しなければならない。
- ② 協議会は必要に応じ、申請者にNHKチャイム音使用状況について報告を求めることができ、申請者は、協議会から報告を求められたときから10日以内に報告しなければならない。

(5) 第三者による侵害

- ① 申請者は申請者によるNHKチャイム音の使用に起因して第三者がNHKチャイム音に対する著作権等の権利を侵害している事実を探知したときは、直ちに協議会に通知し、協議会の求めに応じて協力しなければならない。
- ② 前項の第三者による権利侵害につき申請者に帰責性があるときは、申請者の責任と費用をもって解決にあたる。

(6) 許諾の取り消し

- ① 協議会は申請者に対し、やむを得ない事由があるときは、1か月前に書面をもって通知することによって、許諾を取り消すことができる。
- ② 前項の許諾の取り消しによって申請者に直接的な損害が生じた場合、申請者が協議会から受け取ることができる賠償額の上限は第4-2項（対価）の規定により申請者から協議会に対し支払われる金員額とする。

(7) 終了後の措置

事由の如何を問わず協議会から申請者への許諾期間が終了した場合、申請者は、NHKチャイム音の録音物を返還または廃棄する。

(8) 権利譲渡等の禁止

申請者はこの契約に基づいて発生する権利または義務を第三者に譲渡したり、再許諾したり、担保に供したりまたは承継させたりすることはできない。

(9) 有効期間

協議会から申請者への許諾の有効期間は、NHKチャイム音使用許諾書記載の諾否決定日を開始日とし、開始日を含む年度の末日（3月31日）までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、協議会または申請者から他方当事者に対して別段の意思表示がない限り、自動的に同一条件をもって1か年更新継続されるものとし、以後も同様とする。

(10) 存続条項

事由の如何を問わず、協議会から申請者への許諾期間が満了した場合、第4-3項の免責、および第4-7項の終了後の措置の規定は、なおも効力を有するものとする。

(11) 専属的裁判管轄

協議会から申請者への許諾に関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄は東京地方裁判所とする。

(12) 協議事項

協議会から申請者への許諾内容について疑義が生じた場合、または遵守事項に定めのない事項が生じた場合は、協議会および申請者協議のうえ誠意をもって解決するものとする。